

町営住宅等に入居希望の皆さまへ

町営住宅等は、入居者の皆さんに、健康的で文化的な生活を営んでいただくために建設した住宅です。町民共有の大切な財産ですので、利用するにあたって多くの義務や制限があります。

また、団地での生活は共同生活ですから、以下の点を考慮していただき、地域の皆さまと住みよい団地づくりをお願いします。

- 1 共同の施設や場所は、お互いみんなで清掃、草刈り、樹木の手入れを定期的に行って、環境の美化につとめましょう。
- 2 階段などの団地の共用部分はいつも整理整頓し、他人に迷惑や不快感をあたえないようにしましょう。
- 3 ペットの飼育（犬、猫、鳥等）は、禁止されています。臭気、騒音等で隣近所の方たちにたいへん迷惑をかけることになります。
- 4 排水溝は、みんなで定期的に清掃し、水の流れをよくして、土砂やゴミなどがたまらないようにしましょう。
- 5 団地内の道路には、車を停めないようにしましょう。子どもの飛び出し事故の原因や、緊急自動車が通れなかつたりします。
- 6 火災予防には、日常、細心の注意を払ってください。アイロン、ガス、タバコ等の後始末には、特に注意してください。
- 7 テレビ、ステレオの音は、隣近所の方たちに迷惑をかけないよう気をつけましょう。